

令和元年第5回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和元年5月22日（水）午前10時00分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員  
教育長 伊藤 哲  
教育委員（教育長職務代理者） 山下 正路  
教育委員 小谷野守男  
教育委員 櫻井 由子
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者  
教育部長 田中 英樹  
教育参事 森田 哲夫  
教育次長兼教育総務課長 石塚 幸夫  
教育次長兼図書館長 大手 勉志  
学務給食課長 三浦 雄司  
指導課長 浅野 誠  
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人  
公民館課長 丸山 博
6. 書 記  
教育総務課 課長補佐兼係長 蛭原 康友  
教育総務課 主 査 谷口 京子  
教育総務課 主 事 中村 翔
7. 議 事  
議案第29号 取手市教育委員会事務局職員の人事異動について（非公開）  
報告第11号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）  
議案第25号 取手市就学援助規則の一部を改正する規則について  
議案第26号 取手市学校事務共同実施検討委員会設置要綱を廃止する要綱について  
議案第27号 取手市社会教育委員の委嘱について  
議案第28号 取手市奨学生審査会委員の委嘱及び任命について  
報告第12号 令和元年第1回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について）  
報告第13号 令和元年第1回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和元年度取手市一般会計補正予算（第2号）の同意について）

8. そ の 他

- ・学校評議員（保護者）の確認結果について
- ・6月の教育委員会関連行事予定について
- ・次回定例会の日程案について

9. 会議の概要

午前 10 時 02 分開会

○教育長

ただいまの出席者は4名で定足数に達しております。令和元年第5回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局の方でお願いします。

〔事務局谷口主査が配付物の説明をする〕

○教育長

それでは次に、教育長報告をさせていただきます。5点ほどになります。

まず1点目ですけれども、取手市北相馬郡中学校陸上競技大会についてです。こちらの大会ですけれども、5月10日に龍ヶ崎市立の陸上競技場たつのこフィールドにおいて、市内の6中学校で選ばれた選手が集まりまして、当日、五月晴れのもとに行われました。ただ、気温のことを心配したんですけれども、日差しが強くて熱中症を心配いたしましたけれども、湿度が大変低くて風も吹いておりましたので、事前に熱中症の指数計も用意したわけですけれども、指数計の値も上昇しないで、よい条件のもとに大会を終えることができました。残念ながら記録更新はなかったんですけれども、生徒が一生懸命に取り組む姿が印象的でした。

続いて2点目、親子ふれあい農業体験事業田植えについてです。こちらについては、5月11日の土曜日午前9時半からということで、市之代の農業ふれあい公園横の田んぼで開催したところでございます。当日は小学生が83名、保護者含めて186名の参加ということでございました。例年より30分繰り上げて開催したところでございますけれども、午前中は比較的過ごしやすい気温の中で田植えを行うことができました。この事業については、田植えと、途中の夏に観察会、最終的に秋の稲刈りという行事でございますけれども、リピーターの参加者も多いところです。ことしも楽しみにしていますという御家族の声も聞こえたところでございます。子どもたちは靴下で田んぼに入れて、なかなか体験できないものでございますので、土の感触おもしろいなという声も聞こえたところでございます。

当然、その子どもたちもそうですけれども、親子の触れ合いの機会ということで、社会教育の視点の意義が認められる事業でございます。こちらについては、教育委員会ばかりじゃなくて農政課、この庁舎にあります農業委員会、市之代の区長、水田の管理者——永島さんとおっしゃいますけれども永島さんとか、あとは小学校から校長先生、教頭先生も参加していただいて、いろいろな方の御協力のもとに円滑に進めることができました。

3点目、取手のふれあいウオーキングということで、こちらについてはこの前の日

曜日ですね、19日の午前9時から第27回目ということで、この大会を開催することができました。藤代庁舎を出発しまして、小貝川沿いのコースが設定されてます。2つコースがありまして、5.5キロの県南防災センターコースと、8.3キロの小貝川リバーサイドパークコースの2コースです。それぞれを合わせて100名の参加でございました。当日は、小貝川のフラワーカナルも開催されまして、沿道沿いに草花を眺めながらということで楽しんでいただいたところでございます。この行事については、取手市のスポーツ推進員の方に御協力いただいて実施したものでございます。また、その救護とか健康チェックの方で保健センターの方に御協力をいただきました。

続いて4点目、とりで図書館まつりということで、こちらも19日の日曜日ですがけれども、とりで図書館まつりということでございます。今年度は、図書館の開館の40周年、あとボランティア結成の10周年を記念したものでございますけれども、ボランティア約80名の方に参加をいただきました。当然、ボランティア活動のPRも兼ねて、図書館の魅力を体験していただくということで2,116名の多くの方に参加していただきました。内容としましては、おはなし会とか体験コーナー、手づくり品の販売、あとは中高生のボランティアのクイズなんかも行われたところでございます。あとは中段にございますけれども、健康づくり推進課とのコラボ事業等もございました。あとはリサイクルブック等の行事もございました。あとは40周年記念の記念講演会ということで、有田さんを講師にお招きしまして、「絵本の中には哲学がある」という方で、ずっと図書館活動に御尽力いただきまして、現在86歳におなりになるんですけれども、魔女おばさんとして魅力を踏まえた講演でございました。これからも、市民との協働という形で図書館の活動を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして5点目、最後になります。今年度の茨城県市町村教育長学校長会議ということで、こちらについては4月23日、水戸にあります県民文化センターで行いましたけれども、そこで冒頭に柴原教育長からお話がありましたので、3点ほど御紹介をさせていただきます。1点目は、働き方改革ということで、これは昨年度もお話でございましたけれども、教職員の働き方を見直すということで、中ほどにありますけれども、管理職のリーダーシップのもとで業務分担の適正化、組織運営体制の見直し、勤務時間に関する意識改革ということで、本務の部分において全職員で変えていくんだという意識を持つことが大切だということのお話でございました。その中で、あくまでも教員の専門性を生かして明るく働く姿を見せるということは、将来、教職を目指すという方たちをふやすことにもつながっていきますということのお話でございました。

2点目としては、コンプライアンスということです。こちらについては、新聞報道等もなされてますけれども、なかなか一部の教職員なんですけれども、不祥事が後を絶たないという状況でございます。柴原教育長自身も教員の方ということで、その御自分の経験とか、思いも込めてのお話なんですけれども、厚い信頼のもとに成り立つという教員の根幹が大きく揺らいでいるということです。不祥事を自分事としてとらえる組織でないと、同じことが必ず起きるということです。学校としてどうとらえて、どのように根絶していくか組織を挙げて取り組んでほしいというお話でございました。

3点目は、積極的な自己研鑽、先のお話ともつながってきましてけれども、自分自身を高める自己研鑽を忘れてはならない、専門性をさらに深めるための努力、視野を広げるための異業種従事者との交流活動など、意欲的に自己研鑽に励んでほしいとい

うお話がございました。私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

本日追加でお配りいたしました議案第 29 号、取手市教育委員会事務局職員の人事異動について。また、報告第 11 号、取手市教育委員会職員の処分については、いずれも人事に関する案件になるところでございます。

お諮りいたします。議案第 29 号、報告第 11 号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○教育長

御異議ございませんので、議案第 29 号及び報告第 11 号の議事は非公開といたします。

本件に関する議事は、ただいま非公開とすることが議決されました。本件の議事が終了するまでの間、傍聴者の皆様は御退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前 10 時 14 分休憩

午前 10 時 15 分再開

#### ○教育長

休憩前に引き続き会議を再開といたします。

議案第 29 号、取手市教育委員会事務局職員の人事異動についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は原案のとおり決定をいたしました。

次に報告第 11 号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第 11 号は、報告のとおり承認をいたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除します。傍聴人の皆様は御入場をお願いします。

傍聴人入場のため、自席にて暫時休憩といたします。

午前 10 時 18 分休憩

午前 10 時 19 分再開

#### ○教育長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 25 号、取手市就学援助規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いします。

## ○学務給食課長

それでは、議案第 25 号、取手市就学援助規則の一部を改正する規則について、御説明させていただきます。提案理由につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の補助単価が改められることに伴い、取手市就学援助規則の一部を改正するものです。就学援助制度につきましては、学校教育法に基づきまして取手市就学援助規則を定めており、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校教育に係る経費の一部を補助し、教育の振興を図っているものです。

支給対象者の要件につきましては、生活保護受給世帯の要保護世帯と、世帯総額が生活保護受給世帯の 1.3 倍以内の準要保護世帯が対象となり、要保護世帯では修学旅行費と医療費、準要保護世帯では修学旅行費と医療費に加えまして学用品費、通学用品費、給食費などが援助の対象となっております。このうち今回は、入学準備金、新入学用品費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費の単価を改めるもので、金額の改正点につきましては、お手元の議案書の 1 ページから 4 ページにありますとおり、1 ページから 2 ページが改正前、3 ページから 4 ページが改正後となっております。

それでは、単価の改正について 1 件ずつ見ていきたいと思います。1 ページから 4 ページの改正前・改正後を表で見ますと、ちょっとページが行ったり来たりしまして、見づらいと思いますので、抜粋して見やすくしたものを 6 ページの方に掲載しましたので、そちらをご覧くださいながら御説明の方をさせていただきたいと思います。まず、小学校支給費目、金額についてですが、小学校就学予定者を対象として、入学準備金が 4 万 600 円から 5 万 600 円、1 年生を対象に新入学用品費が 4 万 600 円から 5 万 600 円、1 年生から 6 年生を対象とした学用品費が 1 万 1,420 円から 1 万 1,520 円に、2 年生から 6 年生を対象に通学用品費が 2,230 円から 2,250 円に、5・6 年生の校外活動費と修学旅行費が 2 万 1,490 円以下から 2 万 1,670 円以下に、中学校に入学する前に支給する入学準備金が 4 万 7,400 円から 5 万 7,400 円に改めるものです。

続きまして、中学校の支給費目、金額についてですが、1 年生を対象に新入学用品費が 4 万 7,400 円から 5 万 7,400 円、1 年生から 3 年生を対象にした学用品費が 2 万 2,320 円から 2 万 2,510 円に、2・3 年生を対象にした通学用品費が 2,230 円から 2,250 円に、1・2 年生を対象に校外活動費が 2 万 1,490 円以下から 2 万 1,670 円以下に、3 年生の校外活動費と修学旅行費が 5 万 7,590 円以下から 6 万 300 円以下に改めるものです。なお、この規則につきましては、公布の日から施行し、改正後の取手市就学援助規則の規定は平成 31 年 4 月 1 日から適用するものです。以上となります。よろしく申し上げます。

## ○教育長

以上で、議案第 25 号に対する説明は終わりました。

本件について質疑、御意見がございましたらお願いいたします。

山下委員。

## ○山下委員

5 ページの要保護と準要保護の支給人数と内訳というのがあるんですが、中学校のところで平成 29 年度の支給額が平成 30 年度と比較して支給額が高いんですが、これ何か理由があるんですかね。支給の数は減っているのに金額が高い。

## ○学務給食課長

平成 29 年度から、新入学用品費を入学前に支給する入学準備金というものが、そ

ういう制度ができましたので、その年度につきましては29年4月に入学した方の支給分と、30年度に新たに中学校に入学する方の入学準備金が含まれておりますので、同一年度に入学準備金、新入学用品費を支給したため、その上乘せ分が含まれている状況になります。

#### ○山下委員

追加で。要保護と準要保護が年々ふえてきてますよね。だから、その総支給額もふえていってるんですが、平成30年度あたりの要保護が35名、それから準要保護が535名とあるんですが、これは全取手市内の小学校、中学校の児童生徒の大体何%ぐらいに当たっているんですかね。

#### ○学務給食課長

31年の2月末現在なんですけども、小学校ですと認定率といいますか、児童数に対する認定者数で出す認定率なんですけども10.99%。それで、中学校ですと12.22%になります。

#### ○山下委員

これは、要と準を合わせて。

#### ○学務給食課長

こちらにつきましては、準要保護だけ申し上げております。

#### ○山下委員

大体、在校生徒の1割ぐらいが準要保護。

#### ○学務給食課長

はい。

#### ○山下委員

支給率の1割くらいというのは、ほかの市町村と比べるとどうなんでしょう。高いとか低いとか。

#### ○学務給食課長

取手の認定率は、県内でも高い方でして、10%を超えているような市町村というのは余りなくて、取手は上から数えた方が早いような順位になっています。

#### ○櫻井委員

こちらの要保護と準要保護があって、要保護の方はいわゆる生活保護受給をされている方なんですけど、その生活保護を受給されている方の方は、市役所の担当の方が定期的にお伺いして生活状況等を把握されている活動をされておりますが、準要保護に関しては、この就学援助資金の適正利用について、学務給食課さんの方で適正利用されているかどうかの把握はどのようにされているものでしょう。

#### ○学務給食課長

うちの方では、特に学校に支給している場合と保護者に支給している場合がございます。例えば給食費なんか未納である方につきましては、学校の方に、学校長の口座の方に支給するような形をとっています。ですので、そういった特に直接家庭に出向いてというのはないんですけども、学校も間に入ってますので、適正に管理されているのではないかと考えております。

#### ○櫻井委員

いろいろな御家庭がございますし、実際あってはならないことですが、生活保護受給されている方の中には児童加算であるとか、そういった分を適正にお子さんのために使わずにという御家庭もあるように思われます。なので、そういう御家庭の状

況というのは、今まで従来の形では考えられないような状況も想定されますので、そういった就学援助資金、今回1万円プラスになったということで、すごくいいことではあるんですが、それがきちんと子どもたちに使われているかどうかという実態把握は、やはり学校あるいは担任の先生になるかと思うんですけど、そちらとの連絡を密にして、実態把握と適正利用について努めていただきたいと思います。

**○教育長**

そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

**○教育長**

それでは、質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

お諮りします。議案第25号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○教育長**

御異議なしと認めます。議案第25号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて、議案第26号、取手市学校事務共同実施検討委員会設置要綱を廃止する要綱についてを議題といたします。

こちらについての説明を三浦学務給食課長お願いします。

**○学務給食課長**

それでは、議案第26号、取手市学校事務共同実施検討委員会設置要綱を廃止する要綱について、御説明させていただきます。提案理由につきましては、取手市立の複数の小中学校が学校事務の一部を共同で処理する学校事務の共同実施を開始するに当たり、その準備段階として、取手市学校事務共同実施検討委員会を設置しましたが、平成31年4月1日に共同実施がスタートし、5月9日には第1回目の取手市学校事務共同実施協議会が開催されたことを受け、当初の目的を終了したために同要綱を廃止するものです。

学校事務の共同実施につきましては、学校を取り巻く環境が変化する中、教員を取り巻く環境も大きく変化していることから、個々の教職員だけでなく、学校が組織としてさまざまな課題に対応していくことが求められております。そのため、学校の事務処理体制を整備し、事務処理の効率化や平準化、事務機能の強化を図り、教育活動の充実や学校経営の活性化を推進することが求められておりました。この検討委員会は、第1回目を平成30年10月31日に開催してから、平成30年12月18日まで3回開催し、その間、学校管理規則の一部改正や取手市学校事務の共同実施に関する規程の策定等の検討を重ねてまいりました。そして、平成31年2月の定例教育委員会において規定が整備され、平成31年4月1日から当初の予定どおり共同実施をスタートすることができました。

共同実施の今後につきましては、今年度は、取手市学校事務の共同実施に関する規定に基づき、5月9日に第1回目の実施協議会を開催しまして、本年度の実施計画、活動計画などを協議し、今年度の目標に向けて取り組んでいく予定です。以上となります。

**○教育長**

議案第26号についての説明は以上でございます。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

#### ○教育長

よろしいですか。質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 26 号は，原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第 26 号は原案のとおり決定をいたしました。続いて議案第 27 号，取手市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

#### ○スポーツ生涯学習課長

それでは，議案第 27 号，取手社会教育委員の委嘱についてを御説明させていただきます。提案理由でございますが，取手市社会教育委員の退任によります欠員補充のため，令和元年 6 月 1 日付けにより，別紙のとおり委嘱するものであります。

次ページに，1 ページの方ですが，こちらに別紙として名簿を添付してございます。そちらをご覧になっていただければと思います。新たに委嘱するのは，取手市校長会長の根本賢二氏，藤代小学校の校長，それから取手市 P T A 連絡協議会会長の須田光雄氏，戸頭小の P T A 会長の 2 名の方で，委嘱期間は令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日の 1 年間となります。現在の社会教育委員の任期というのは，平成 30 年 6 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日までの 2 年となっております。しかしながら，両名とも前任者の後任となりますので，残任期間の 1 年が任期となります。

2 ページ目に，社会教育委員の職務内容についてを記載しております。社会教育法第 15 条が社会教育委員の設置の法的根拠となっており，委員の定数，任期など，必要な事項は条例で定めることと同法第 18 条で規定されております。この法律の規定により制定してあります取手市社会教育委員に関する条例で，議員の定数，任期などが定められております。この条例及び社会教育法関連条文の抜粋を 3 ページに参考資料として添付してありますので，後ほど御参照ください。

次に 2 番，職務のところですが，まず，社会教育に関する諸計画の立案，それから定時又は臨時に会議を開き，教育委員会の諮問に応じ，これに対して意見を述べること。3 番として，前 2 号の職務を行うために必要な調査研究を行うこととなっております。いずれの職務につきましても，社会教育法に規定されております。

会議につきましても，年間 2 回の定例会を開催します。また，定例会以外では 3 ページの方のその他研修会等の欄に記載してございますが，研修会や少年の主張大会などに出席しております。なお，報酬は年額 5 万 5,000 円となっております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○教育長

以上で議案第 27 号についての説明が終わりました。

本件について質疑，御意見がございましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

#### ○教育長

よろしいですか。質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結とい



たします。

お諮りいたします。議案第 27 号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は原案のとおり決定いたしました。ここで暫時休憩といたしたいと思えます。自席でお待ちください。

午前 10 時 39 分休憩

午前 10 時 42 分再開

#### ○教育長

それでは、休憩前に引き続きまして議事を再開といたします。

委員の皆様にお知らせいたします。この後の議題となります議案第 28 号、取手市奨学生審査委員会委員の委嘱及び任命については、私が審査委員会委員の候補者に含まれており、私の一身上に関する事件となるため、議事に参与することができません。そのため、議案第 28 号の議事進行につきましては、教育長職務代理者に交代をいたします。

教育長職務代理者と交代するため、休憩といたします。

午前 10 時 43 分休憩

午前 10 時 44 分再開

#### ○教育長職務代理者

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

教育長にかわりまして、教育長職務代理者の私が議事を進行します。

議案第 28 号、取手市奨学生審査会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

なお、議案第 28 号は、伊藤教育長の人事に関する件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、伊藤教育長は議事に参与することができません。伊藤教育長は退席しております。

本件について説明を求めます。石塚教育次長兼教育総務課長よりお願いします。

#### ○教育次長兼教育総務課長

それでは、議案第 28 号、取手市奨学生審査会委員の委嘱及び任命について、御説明をいたします。提案理由としましては、取手市奨学金貸付条例第 11 条に基づき、令和元年度取手市奨学生審査会委員を委嘱又は任命するものです。

取手市奨学金制度は、取手市民の教育の機会均等を図るため、能力があるにもかかわらず、経済的な理由のため就学が困難な者の学業に必要な資金の一部を貸し付ける制度でございます。3 ページをご覧ください。取手市奨学金貸付条例第 11 条では、奨学生の選考について審議を行わせるため、取手市奨学生審査会を置くとされております。

また、取手市奨学金貸付条例施行規則第 6 条では、取手市奨学生審査会委員については、教育長から福祉事務所長までの 7 名の委員で構成するとされていることから、1 ページにございます令和元年度取手市奨学生審査会委員名簿のとおり、委員を委嘱及び任命をするものでございます。なお、名簿の選出区分により、市内小・中学校長代表には戸頭小学校の堀江校長、市内高等学校長代表には取手第一高等学校の田村校長を委嘱するとともに、各職名の委員を任命いたします。

審査会は2ページのとおり、例年6月に開催しており、審査内容は奨学金受給申請者の御家庭の経済状況や学力等が規則や運用基準に定めた資格要件に適合しているか否かを審査していただいております。審査会において適合と決定された場合には、私立大学生で月額4万円、国公立大学生で月額3万円の貸し付けを行います。この制度を利用して、現在、国立大学生3名、私立大学生3名、計6名に奨学金の貸し付けを行っております。

令和元年度の奨学生の募集につきましては、広報とりで、市ホームページへの掲載や、公共施設へのポスター掲示にて周知をするほか、市立中学校から進学者がいる高校には直接募集要項等を送付しております。資料上は、議案送付日の関係で、まだ申請受付中という表記になってございますが、募集は5月17日で締め切りました。募集期間中、私立大学生3名からの申請がございました。市奨学生審査会では、この3名に対して学力や家庭の経済状況等を審査していただき、規則や運用基準で定めた資格要件の適否をお諮りしたいと考えてございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

説明は以上となります。

#### ○教育長職務代理人

以上で本件に対する説明は終わりました。

本件に対しての質疑、御意見はありませんか。

#### ○小谷野委員

委嘱関係、任命については何の異存もないんですけど、今回の新しく募集された人数が3名いるというふうな話なんですけど、一応定員は5名という枠ですよ。この辺、私なんかはもっといるのかなという思いを持っているんですけど、なぜかというとなかなか親御さんの方の事情的なものは、非常に大変な状況にまだまだなっているのではないかというふうに判断してるんですけど、そういった中で人数的なものが、定員がもう少しふえるような状況というのは今後あるのかどうか。その辺の検討はしてもらえないのかどうか、その辺ちょっとお答えいただければうれしいんですけど。

#### ○教育次長兼教育総務課長

今回の募集要項なんですけども、窓口とかで取りに来られる保護者の方が結構いらっしやったんですね。ただ、やはり日本学生支援機構とか、その他国の制度がかなり充実をしてきておりますので、結局どちらがメリットというか、受給をされる方に条件がいいかといいますと、やはり国の方がどうしてもその充実度は高い部分がございます。ただ、日本学生支援機構とかそういった制度、そちらの方も定数というのがございますので、そちらの方からどうしても漏れてしまった方、あとは基準も、取手市の基準は日本学生支援機構よりも若干学力とか、それから経済状況とかが緩くなっている部分がございますので、そちらの方、なかなか国の制度では拾えなかった部分を市の方でというようなところで、実際3名ということなんです。

今後、どんどんそういった国や県の方の支援制度が拡充が図られることも予想されることから、今の段階では、市の奨学金の制度自体の拡充というのは考えてございません。以上です。

#### ○小谷野委員

すみません。引き続き、今後の状況の中で、もし募集関係がふえるような状況が考えられるようになれば、その辺のところはぜひ考慮していただけるような方向性で考えていただければありがたいなというふうに思います。意見です。

### ○櫻井委員

私も小谷野委員同様、委員の委嘱及び任命についてではなく、この制度の方なんです。こちら貸し付けということで、返還の方の状況はどのようになっておりますでしょうか。

### ○教育次長兼教育総務課長

こちらの償還の方なんですけども、大学、短大等を卒業されてから1年間で償還猶予期間がございまして、その後10年間で償還をしていただく制度となっております。それぞれ償還に当たっては、償還計画というものをそれぞれの受給者の方に出していただいています。若干、償還計画からずれてしまって遅れ気味とか、そういった部分はございますが、現時点で10年以内に納められなかった、いわゆる償還できなかったという方はいらっしゃいません。

### ○櫻井委員

ありがとうございました。

### ○教育長職務代理者

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○教育長職務代理者

質疑、御意見なしと認めます。

お諮りいたします。議案第28号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○教育長職務代理者

御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり決定いたしました。

議案第28号の議事が終了したため、教育長の入場を求めます。

議事進行を教育長と交代するため、休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

### ○教育長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本日追加送付いたしました報告第12号、令和元年第1回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について）及び、報告第13号、令和元年第1回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分について（令和元年度取手市一般会計補正予算（第2号）の同意について）を一括して議題といたします。

報告第12号及び報告第13号についての説明を求めます。浅野指導課長お願いします。

### ○指導課長

それでは、報告第12号、取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例の専決処分の承認になります。そして、報告第13号が教育に関する事務についての補正予算（第2号）というものになりますので、そちらについて御説明させていただきます。説明をするに当たり、こちらの説明資料をご覧ください。取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部改正及び補正予算についてという

資料となります。

それでは、まず初めに1番をご覧ください。今回、この第12号と第13号、こちらは議案27号及び29号ということになります。第12号の方が議案第27号、取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について、報告第13号の方が議案第29号、令和元年度取手市一般会計補正予算（第2号）でございます。

経緯と課題について、第2番目に示させていただいておりますので、そちらをご覧ください。平成31年3月20日、県より、取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会による調査結果並びに評価結果を受領し、今年度、本事案に係る再発防止策の取りまとめを行っております。こちらがいじめ問題専門委員会等が中心となって、現在取り組んでいるところでございます。そして2番目に掲げられているのが、平成25年度に制定されたいじめ防止対策推進法により、いじめ事案の積極的な認知と対応が進んでおります。本市においては、取手市みんなでいじめをなくすための条例、こちらを昨年4月に立ち上げまして、その後、さまざまな施策に取り組んでいるところですが、当市においても、いじめの認知件数、大幅に増えております。こちらは、さまざまな施策の中のいじめを丁寧に見つけことが有効に機能していると考えられるところです。これらの状況を踏まえ、今後、いじめの重大事態への対応等も増えていくことが想定されます。事案発生時に迅速かつ適切な対応をすることが、法的にも求められているところでございます。

それを受けまして3番目、対応というところをご覧ください。3-1、いじめ問題専門委員会に係る運用並びに体制の強化と、図示させていただいております。当初の運用計画といたしましては、中学生の自殺事案に係る再発防止策の策定と、いじめの重大事態に係る調査と再発防止策の策定を、いじめ問題専門委員会を6回開催の中で対応をしていく想定をしておりました。しかし、実際の運用で、まず中学生自殺事案に係る再発防止策の策定途中で、専門委員会の資料の準備や、記録の作成、そういったものに臨時委員が必要になるということ。また、いじめ重大事態、こちらが発生した場合、まず調査の中で聞き取り調査等が行われるわけですが、その際、その聞き取りの内容を記録したり、まとめたりする臨時委員が必要になる。さらに、専門委員会においても、その記録と資料の準備等をする臨時委員が必要になるということから、専門委員会に臨時委員を置けるよう条例を改正したいということで、27号議案の条例改正の方を上げさせていただきました。

さらに、先ほど6回開催の中でと言いましたが、現在、中学生の自殺事案に係る再発防止策の策定に関しましては、専門委員会の方から、学校教育に係る根本的に見直すよう考えているということで、非常に丁寧に進めていくことが想定されることから、回数をさらに増やして12回、それから、いじめ重大事態に係る調査が発生した場合には、さらに専門委員会の開催又は聞き取り調査、それらの報告書の作成に費用の方が発生するということとなります。それについての補正予算が、3-1の方で条例改正にあわせ補正予算を上程させていただいているところでございます。

さらに、下の方をご覧ください。こちら3-2の方は、いじめ事案の重大事態に相当する事案が発生した場合、初期段階での適切かつ迅速な対応が非常に重要であるため、体制整備のために、専門的な知識や深い経験を有するスクールカウンセラー、スーパーバイザーを導入していきたいと考え、係る費用を3-2の方で補正予算で計上させていただいているところでございます。このような形で27号、29号、条例改正及び補正予算に関するものを上程させていただいていることを御説明させて

いただきます。

#### ○教育長

概括した説明書でしたので、報告の区分に従って、改めて資料で補足で確認してください。

#### ○指導課長

それでは第12号になります。こちらの方は、令和元年第1回市議会臨時会に上程される議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められたが、委員会を開催する暇がなかったので、取手市教育委員会の教育長に対する専決規程第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり異議がない旨の回答をしたことを報告するものです。12号になります。

こちらの報告の方の条例の改正案で、4ページになります。この形で、先ほど説明しました専門委員会に臨時委員を置くことができるように、8ページから10ページまでの規定、第3項の規定にかかわらず、教育委員会は個別の事項を調査審議させるために必要があるときは、専門委員会に臨時委員を置くことができる。第4項及び第5項の規定は、臨時委員について準用する。10、臨時委員はその者の委嘱に係る当該個別の事項に関する調査審議が完了したときは、解嘱されるものとする内容を追加した条例改正を上程させていただきました。なお、下にあります取手市いじめ問題再調査委員会についても同様となっております。

続きまして、報告第13号です。補正予算についてです。こちらは令和元年第1回取手市議会臨時会に上程される議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められたが、委員会を開催する暇がなかったので、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり異議がない旨を回答したことを報告するものです。

こちら補正予算については、令和元年度取手市一般会計補正予算（第2号）の教育総務費、事務局費の中で、いじめ対策に要する経費540万5,000円増額補正をしているものでございます。以上でございます。

#### ○教育長

それでは、報告第12号及び報告第13号についての説明が終わりました。

本件についての質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

#### ○山下委員

いじめの発生が年々ふえてきていると。28年度は107件から29年度132件、それから平成30年度については2,080件と、大幅な増加が起きてきている。これは本当に学校の方で、いじめに対するとらえ方とか考え方だとか対応だとか、こういうものが非常に進んで、非常に真剣な中でとられてきた件数かなというふうに思っております。早目の発見で早目の対応をしていくということが一番大事だと思うんですが、この2,080件という件数が非常に幅の広い件数だというふうに考えます。重大事態につながるような非常に重大なものもあるでしょうし、ちょっとした口からの言葉でいじめというふうにとられたような事件も含まれているんじゃないかなと思うんですね。ですから、この2,080件の分析を学校できちんとして、いろいろな形の対応の方向があると思うので、それについての対応をしっかりとやっていただきたいというのが1点と。

それから、変更後の運用計画でスーパーバイザーの導入ということも含めまして、非常に盤石の体制がつくられつつあるなということを思います。本当にしっかりした

土台で、これからのいじめに対する防止とか、再発防止の策定とか、こういうことができるような体制になってきたんじゃないかなと思います。この中で臨時委員さんというのは、この専門委員の方の任命なのか、又は教育委員会で任命していく人なのか、それから聞き取り調査の委員さんも2名入っていますけども、これも教育委員会の方で任命するのか、専門委員さんの中から探し求めてやっていただくのか、そこら辺ちよっとお聞きしたいなというふうに思うんですが。

#### ○指導課長

まず、臨時委員の任命に関しましては、こちらは教育委員会の方が任命ということになります。さらに委員さん、聞き取り調査の2名の委員さんになりますが、こちらはいじめ問題専門委員の方の委員が2名、さらにそこに臨時委員の方が入って聞き取り調査を行うというような形で現在考えているところです。

#### ○教育長

前段の対応については。

#### ○指導課長

それから、先ほどいただいた前段の対応についてですが、現在2,080件という形で対応の方を図って行っていただきたいということで、各学校にはいじめへの対応の方のお話は、研修会等でもさせていただいているところです。いじめに関しましては、先ほど山下委員からもお話があったように、小さなものから大きなものまでたくさん含まれております。ただ、それを昨年度、生徒指導の研修会等でもお話ししたんですが、小さなうちから、これはいじめであるという認識をきちんと持つことによって早目の対応ができるようになるであろうということで、積極的にカウントをして対応をしていってくださいというふうにしております。こちらについては、いじめの初期段階のものなども発見できますので、それに関してはすぐに対応して、本当に数日でお互いに謝って仲よくできたなんていう例も多々ございます。

それから、スーパーバイザーの運用についてということで、盤石な体制と申していただいております。こちらについても学校の方とも連携をしながら、スーパーバイザーを有効に活用できるようにしていきたいというふうに考えています。以上でございます。

#### ○山下委員

このいじめ重大事態が起きたときに、長引いたりとか、件数が増えたりということも予測できる可能性が十分あると思うんですね。ですから、この臨時委員が1名というふうにここにうたってあるんですが、これは臨時委員を急遽増やしていくという形はとれるのかどうか。

#### ○指導課長

こちらについては、ここの図の方ではわかりやすく1名とさせていただいておりますけれども、条例等の中にはこの人数等の記載はありません。個別その事案に対しての事案に応じて、運用ができるようにはしていきたいと考えております。

#### ○山下委員

ありがとうございます。

#### ○教育長

よろしいですか。そのほかございましたら、お願いします。

#### ○小谷野委員

自分の経験上なんですけど、適応指導教室がこの市にできた3年後に、私、指導主

事に入ったんですね。その際は、まだスーパーバイザーいらっしやったんです。茨城大学の先生に月1回来ていただいて、個々の子どもたちの様子についての検討会をやったときに、すべてアドバイスいただいたんですよ。それが非常に大きな力になりました。今回のこのスクールカウンセラー・スーパーバイザーの導入というのは、そういう意味で私は大賛成なんですね。予算はかかることなので、本当に市には大変申しわけないなと思うんですけど、こういったことを今回取り上げていただいたということ自体で、非常にこれから先の方向性が、先生方も、それからアドバイスをするスクールカウンセラーの方も、それから適応指導教室の方の、今、教育総合支援センターですね、そちらの方での先生方も非常に自信を持って進めていける1つの方向性ができたのではないかなというふうに思うんですね。そういう意味では、今後この活用を十分に図っていかなければならないんだなという、そういう思いを自分は持たせていただきました。そういった意味では、今回のこの専門委員会等も含めた対応は、これから先、非常に具体的な見通しの持てる対策だったなというふうに思っています。以上です。

#### ○教育長

はい、その点十分留意して進めてください。そのほかございますか。

#### ○櫻井委員

幾つかございまして、まず先ほど山下委員もおっしゃった、平成30年度のいじめ件数、小さなものを数えて2,080件ということなんですが、こちら実際に現場の先生方がその2,080件をそれぞれ現場の先生方が大きなことに、重大事態につなげないように御苦労されていることと思います。そのときに、以前、指導課の方からいじめ対応に関する先生方のマニュアルと申しますか、フローチャートのようなもの、事案に応じて、その内容に応じて教育委員会につなげるとか、あるいは今お話もありますスクールカウンセラー・スーパーバイザーの方々、外部の方々の御意見を聞くとか、そういった流れ、その1つ1つの事案を重大なものにしないための流れを今作成しているというようなお話を以前、指導課長からお伺いしましたが、その辺の作成ぐあいはどのようなものであるかが1つ。

あともう1点——2点ですが、対策の方で、当初の運用計画では①の自殺事案に係る再発防止策の策定と、②の重大事態に係る調査と再発防止の策定、①と②合わせて6回開催というように書いてありますが、変更後の運用計画では①で12回、②で4回ということで、これはそのように読み取って合計の16回と読み取っていいのか。あるいは、①の12回の中に②の4回が含まれるものと読み取っていいのかということが2点目。

あともう1点、すいません。報告書執筆の方で、報告書の方も出ていて、予算の内訳書の方に筆耕翻訳料があるんですが、これは市の規定によるものでこの値段が出てきているのかどうか。お願いします。

#### ○指導課長

まず、各学校における、いじめ対策のフローチャート等があるということ、この前、参事の方からお話しいただいたところでございます。市のいじめ対策基本方針の中にも、大まかなものはあるんですが、個別具体的なものということで、前回、櫻井委員の方からも話があったところでございます。まだ市としてのものは作成中でございます。完了はしておりません。そちらの方を御報告させていただきます。

2点目でございます。こちらの方は①と②の運用後の計画の中に含まれるのか、①

に含まれるのかどうかというお話だったと思います。こちらの方は別という形で、①に係るものとして12回、そして重大事態調査が発生したとき、それに係るものとして4回というふうに想定しているものになります。

3点目は報告書や記録書、こちらの執筆料というものになります。こちらに関しましては、県の方からも確認をしまして、その金額を出させていただいているところでございます。

#### ○櫻井委員

ありがとうございます。

#### ○教育部長

最後の3番目の筆耕翻訳料のところをちょっと補足させていただきます。県からの通知ということでございますけれども、これは国の方の申し合わせというのがございます。謝金の標準支払基準というのがございます。こちらの中で標準単価というのが示されておりまして、原稿用紙400字の1枚当たりの単価を2,900円という形で設定しておりまして、これに基づいて今回予算計上をさせていただいております。

#### ○教育長

よろしいですか。そのほか質疑、御意見等ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」の声あり〕

#### ○教育長

それでは、これにて質疑、御意見を終結といたします。

これより、報告第12号と報告第13号を順次採決いたします。

お諮りいたします。報告第12号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第12号は、報告のとおり承認することに決しました。

続いてお諮りいたします。報告第13号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第13号は、報告のとおり承認することに決しました。

次に、本日追加送付いたしました報告13、いじめ問題対策連絡協議会の開催報告についてを議題といたします。

本件についての説明を浅野指導課長お願いします。

#### ○指導課長

それでは、報告13を報告させていただきます。第1回取手市いじめ問題対策連絡協議会、こちらの方が4月25日木曜日に、37名の方の参加の上で開催されております。こちらの方、メンバーをグループに分けまして、グループ協議1という形で、今回の取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査報告書をもとに学校等における課題として挙げられた部分について、地域の方や、関係機関の方、それから学校の生徒指導主事にもう一度しっかりと読んでいただいて、その上でどのようなところが問題だったのか、どのような対応をとるべきだったのかというのをそれぞれの立場からお



話し合いをしていただく形で行われました。グループは7グループで行いまして、その7グループごとに、1から9までの協議のテーマを割り振って、協議をしていただきました。その協議の中で出てきた記録について、そちらAグループからまとめたものが載っております。こちらの方で出てきた中で、特に印象に残っているもの、多くの班から出たものとしましては、やはり情報の発見、そして情報の共有をしっかりとしていくことが、どの場面においても大切であるということが各班から発表されておりました。

また、2つ目の協議としまして、地域や市民、教育委員会、市内でできる再発防止策についての協議をしていただきました。こちらの中では、昨年度の連絡協議会の中でも話し合われた、どのようなことがいじめを未然防止し、発見することにつながるか、早期発見につながる対応になるかというような議題の中でも出てきたものが多数出てきました。さらに、今回の話し合いを受けて出てきたものを配布したいと思えますし、いじめ問題専門委員会の方にも、協議会の方でこのようなものが出たということをお知らせしていきたいと考えております。いじめ問題対策連絡協議会についての御説明は以上で終わりにいたします。

#### ○教育長

以上で報告13に対する説明は終わりました。

本件についての質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

#### ○山下委員

よろしいですか。4月に行われた第1回目ということで、この間の教育委員会するときにも報告がございまして、本当にすばらしい内容で真剣な話し合いがなされたんだなというような思いで、また今、ちょっと中身を見ても、本当にきめ細かなものがたくさん上がってきてますよね。非常に参考になるような意見もあると思うんですね。これから恐らく、これが今年度第4回まで進めていくと思うんですが、こういう意見をどういうふうを持ち上げ、検討していくのか。4回だけで済まなくて、次年度にも引きずるものもあるでしょうし、せっかく問題連絡協議会で、これだけすばらしいものが立ち上がってきたんですから、これを形骸化しないような方向というのをぜひやってほしいなという要望で、できれば今年度の2回、3回、4回の計画案がもしあれば、教えていただければと思います。

#### ○指導課長

第1回でこちら、いじめ問題対策連絡協議会で、再発防止策に向けての連絡協議会としての話し合いを行いました。次回、7月には共有しまして、いじめ問題専門委員会の方に上げていきたいと考えております。その後、10月、1月には、どのような動きになったのか、また本年度の会として、取手市のいじめ問題に対する提案・助言等という形で進めていきたいと考えております。

#### ○教育長

よろしいですか。そのほかございましたら。

#### ○櫻井委員

今の山下委員と同じような意見になってしまいますが、実際にこちらの話し合いのグループ協議の記録を拝見させていただくと、今すぐできるもの、あるいは、これは早めに取りかかった方がいいもの等も幾つか見受けられます。例えば、グループ協議1、グループFのパソコンを立ち上げたら情報が自動的にどのパソコンにでも出るようなシステムを構築できないかと、エデュコムなどで何とかできないかとか、そうい

う具体的なものも幾つか出てきております。また、グループ協議2の方でも、輝くとりで未来フォーラムに中学生だけではなく小学生も参加できないかとか具体的なものも出ております。こういった1つ1つの小さな、また具体的な意見を取り上げて、実現の方向に向けていくことが、いじめ問題対策連絡協議会に参加する皆さんのモチベーションにもつながると思いますので、こういった意見は集約して、実現できるところは実現していくという形でお願いしたいと思います。

#### ○指導課長

できるものに関しましてはなるべく早く対応できるように、学校等にももう少し整理をしたものを送付して、活用できるようにしたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

#### ○教育長

そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○教育長

よろしいですか。それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告13の議事を終わります。

次に、その他に入ります。事務局から報告等をお願いをします。

#### ○指導課長

それでは、私の方から1点目お話しさせていただきます。前回、櫻井委員から、学校評議員の中に保護者ではない方がいるのではないかと御指摘を受けました。それに関しまして回答をさせていただきます。校長会の折に各学校にこの規定の説明をし、確認をしました。全学校、保護者が1名入っておりましたので、報告させていただきます。

#### ○教育長

よろしいですか。表記上も直す対応とさせていただきます。

そのほかございますか。

#### ○教育総務課課長補佐

事務局から2点、御報告させていただきます。まず、6月の教育委員会関連の行事予定につきましてお知らせいたします。お手元にお配りしております令和元年6月行事予定表をご覧くださいと思います。主なところを説明していきます。まず6月9日8時半から第16回市民親睦ソフトボール大会が取手緑地運動公園で行われます。続いて11日火曜日午後2時から市民大学「戦国の城めぐり入門」1回目ということで、取手ウェルネスプラザで行われます。こちらにつきましては、18日と25日にも同じく午後2時からウェルネスプラザにおいて開催されます。続きまして15日土曜日10時から、取手美術作家展が取手ウェルネスプラザで行われます。こちらについては15日から26日まで開催となっております。

右側に移りまして26日水曜日午前中、教育委員会定例会の方を予定させていただいております。また詳細の方決まりましたら文書にて御連絡を差し上げます。行事予定については以上になります。また、今申し上げましたように26日の教育委員会定例会ですね、26日10時からの予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。以上になります。

#### ○教育長

以上で、今定例会に付議されました事件の審議はすべて終了いたしました。  
令和元年第5回教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。  
午前 11 時 32 分閉会